

別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成24年第6号
受付日	平成24年5月29日
送付日	平成24年5月29日
答弁受理日	平成24年7月5日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川 政人
所管部局	財政経営部

財政運営や諸課題や疑問点などの文書質問に対する答弁への再質問等

『予算編成上の仕組みとして歳出(事業予算)は多めに見積もり、歳入は少なめに見積もるため予算編成上の手段として財政調整基金を取り崩して、その金額を歳入の仮置き数字として使われることもあると思いますが、間違いでしょうか。』との質問に対して『予算編成におきましては、歳入歳出とも、事業毎にきめ細かな予算調整を実施し、適正に予算編成を行っております。

地方自治体の予算は、民間企業の会計とは異なり、歳出においては、議会で認められた金額を上限として執行しなければならないことから、過去の実績等十分に精査を行った上で調整を行っております。一方、歳入においては、安定した財政運営を行っていく必要があることから、例えば、個人市民税につきましては、三重県が行う勤労統計調査から納税義務者数の把握を行い、また、法人市民税につきましては、大規模法人に対する法人税額の見込みについてアンケート調査を行うなど、適正に見積り、予算編成を行っております。

このように、予算編成におきましては、歳入歳出予算を十分に調整した上で、必要な事業の財源が不足する場合には、財政調整基金繰入金を予算計上いたしております。』と答えられたが。

質問 デフレ環境下でもあるが、それにしても、ここ数年事業費の過大見積りが多すぎるのと違いますか、お尋ねします。

質問 市民から徴収した税金を有効に使うために、年度当初の歳入を財政調整基金の取り崩しで増大させ、市民の必要とする事業予算を確保しておくべきではないのか、それでもなお余剰金が出た場合に、財政調整基金の取り崩し額を調整したほうが良いのと違いますか、お尋ねします。

質問 確かに、地方自治体の会計は単年度予算を組まざるを得ないが、単年度予算といえども、年度間の連続性を確保する必要がある。3月補正、年度末決算を見据えた当初予算を作成すれば、単年度予算の弊害を少なくすることができるのと違いますか、3月減額補正の大きな意義は年度決算を待たずに余剰金を確保して、その剰余金で、基金と運用の利率と起債の利率差からみて財源組み換えして事業目的の市債発行額を減額するべきではなかったのではないですか、また、財政調整基金に積み増して、当初予算財源を確保することではないのですか、お尋ねします。

質問 23年度3月補正予算(ほとんど事業費減額補正)よりも、24年度当初予算が先に作られるために、23年度予算に連動した24年度当初予算が組まれていない。23年度3月補正予算の明許繰越予算は、24年度当初予算に歳入不足で事業化できなかった事業を23年度3月補正減額した予算を使って、事実上24年度当初予算を23年度3月補正予算で増額修正したことになったのと違いますか、お尋ねします。

質問 23年度決算でも10億円近い剰余金が出るのと違いますか、そしてその剰余金の地方自治法上1/2は基金に積み増さねばならないのと違いますか、そのことから決算での剰余金の1/2は用途が基金に限定され自由度がなくなるため、補正で減額する意義があるのと違いますか、お尋ねします。

『本市ではリーマンショック後の市税収入落ち込み分、約38億円の2倍の75億円を財政調整基金で積み増すことを目安にしていますが、実際は本市のリーマンショック後の市税収入落ち込み分、約38億円の75%が交付税として、国から交付され減収額は9.5億円だったのではないですか、』

との質問に、『地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービス水準を維持できるよう財源を保障するための制度であります。従いまして、制度上は、基準財政需要額、基準財政収入額という基準に基づき、行政の計画的な運営に必要な財源を保障するものであり、基準財政収入額に算入された市税収入落ち込み相当分については、75%が普通交付税により交付されることとなります。しかしながら、地方交付税制度により算定された理論上の算入額は、実際の減収分とは一致しないほか、算定結果により不交付団体となる場合もあります。本市においても平成 21 年度の普通交付税は不交付であり、リーマンショック時の市税収入落ち込み相当分の交付はされておられません。』と答えられたが

質問 確かに平成 21 年度は不交付団体だったので普通交付税は不交付だったが、地方財政制度の仕組み上、市民税の大幅な予測違いは減収補てん債が認められ、その元利償還金は後年度交付税処置されるのではないですか、不十分な答弁だったのでないですか、実際の減収は、市民税減収分の 25% だったのでないですか、お尋ねいたします。

『そうするとリーマンショック後の税収落ち込み分、2 倍の 19 億円を財政調整基金に積み増す目標にしても良いことになり、リーマンショック前の目標額の 36 億円を目安にしても十分ではないですか、』との質問に『地方交付税の総額は、国税 5 税の一定割合を基本にしつつ、地方財政計画における地方公共団体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき決定されておりますが、国の財源が不足する中、本来普通交付税で交付されるべきものが臨時財政対策債という地方債措置で賄われる制度変更がなされたこともありました。また、本市は平成 18 年度から平成 21 年度まで、不交付団体の状況が続いておりました。不交付団体は、普通交付税が交付されないことから、市税収入の落ち込み相当分について、実際の市税の減収額がそのまま直接影響することとなります。このように、国の考え方に基づく地方交付税総額の減額に伴う制度変更なども考慮すると、不交付団体となることも十分考えられ、国の制度に頼らない財政運営を行う必要があることから、目標設定を行ったものです。』と答えるが、

質問 この答弁も減収補てん債について述べておらず、虚偽の説明になるのではないですか。財政調整基金の目標設定は、過大に見積もらずに運用利回りと、起債の利率を勘案して資金運用の点からも起債残高を考慮に入れた基金積立額を考慮するべきである。たとえば、2000億円の起債があり、260億円の積立金があるして、積立金を0にして起債を1760億円にすると金利差で1%とすると年間2億6千万円利払いが減少する。そんな極端な主張をするつもりはないが、2000億円、近い起債残高がある中で、260億円（内財政調整基金81億円、23年度末には87億円になる）の基金が適正であるか再検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

『東日本大震災以後、大災害に備える為に基金を積み増すことも理解はするが、地方自治体間の大災害時の共助の仕組みを作り上げることが急務であると考えますがいかがお考えですか、また、とりあえず、四日市市として、被災自治体に目に見える災害支援をすることの方が、四日市市が大災害を受けた時に支援を受けることになると考えますがいかがお考えですか、』との質問に『大災害時における自治体間の「共助」の取組みは、迅速な救援活動を行う上で重要な取組みであると考えます。本市におきましては、この共助の取り組みといたしまして、現在、災害時応援協定を96市町と締結しております。東日本大震災以後は、石油基地自治体協議会加盟団体57市町と締結し、個別の自治体との協定は、平成24年3月19日に堺市と29日には飯田市と締結し4市となりました。今後も自治体間の応援協定を進め、自治体間共助による支援受援の体制を整えてまいります。また、東日本大震災被災地への支援ですが、本市からも災害発生時から物的支援、人的支援を行い、現在も石巻市へ技術系職員の派遣を継続しており、新たに福島県新地町への派遣も始めたところです。また、平成24年3月24、25日には石巻市、東松島市を訪問し、今後の支援について情報収集してまいりました。平成24年3月末までに延べ1,032人日の派遣を行ってきたところですが、平成24年度も引き続き必要な支援を行ってまいります。』と答えるが、

質問 大災害に備えて1自治体で多額の財政調整基金を積み立てるよりも、地方自治体間でその財政規模に応じた災害共助基金制度を作

ることの方が積立金と起債の金利差からも効率的であると考えますが、制度実現に向けて総務省に働きかけるつもりはないか、お尋ねします。

質問 災害支援については、瓦礫支援では、処分場の容量が少ないとの理由で済ませずに、現地の瓦礫量を、現地で少なくするのも、一つの瓦礫支援になる。移動焼却炉を提供するか貸与するなど、その作業従事者をボランティア募集するなど、また瓦礫の再資源化プラントを制作するのを資金及び技術面で支援するなど、工夫を凝らした支援をすべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

『23年度に市営の共同住宅の受信料の立て替え払いの、10年一括払いをしたことの方が、地方自治法に違反すると思いますがいかがでしょうか、』との質問に『市営住宅におけるデジタル放送契約は、市が直接テレビを視聴するための契約ではなく、市営住宅において同時再送信サービスの提供を受け、入居者が地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための契約です。これは、特定の事業について市が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものであり、負担金として支出する経費です。以上のとおり、デジタル放送契約の対価として支出する経費は、受信料ではなく負担金として、地方自治法に基づき適法に支出したものであります。』と答えるが

質問 本市の市営住宅におけるCTYとの契約は、共同住宅が中心となっている団地の場合は、民間の共同住宅同様、大家との契約になるため、市営住宅課においてCTYと「地上デジタル放送同時再送信に関する契約書」を締結して受信料を支払っている。一方それ以外の1戸建て、長屋タイプの団地につきましては、CTYが大家との契約を行わないため、市が宅内配線等の環境整備を行ったうえで、CTYとの契約については個人で行っている。同時再送信を受ける受信料は入居者が支払っている。いずれも、CTYケーブルとの接続及び、宅内配線は市が行っており、いずれも入居者がCTYの地上デジタル再送信を希望すれば受信できるようになっている。CTYケーブルとの接続及び、宅内配線設備をする迄が、地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための市の大家としての責務と思いますが、ご所見をお聞か

してください。また、民間の共同住宅及び一戸建ての借家は入居者が、C T Yケーブルとの接続や、宅内配線設備の負担をするか、大家がC T Yケーブルとの接続や、宅内配線設備の負担をした場合は家賃にその設備料金が含まれている。市営住宅も民間と同様に、C T Yのケーブルを利用して、地上デジタル放送を視聴可能にする環境整備に対して、家賃に利便係数を加えて徴収するべきである。共同住宅の入居者には、利便係数を加えて徴収しているが、一戸建て、長屋タイプの入居者には、利便係数を加えて徴収していないのは不公平であると思いますが、いかがお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

また、民間の共同住宅は、大家や管理組合が「地上デジタル放送同時再送信に関する契約書」を締結している。受信料は一時立て替えるかもしれないが、同時再送信を受ける受信料は大家や管理組合が入居者から徴収している。市営の一戸建て、長屋タイプの入居者は受信料を負担しているのに、市営共同住宅入居者の受信料を市が負担しているのは、不公平であると考えますが、いかがお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

また、利便係数（資料 1）とは設備があるかないかの係数であり、風呂・トイレ・オール電化・給湯設備利用の、水道料金・電気料金・ガス料金などは含まれていないので、C T Yの受信料金は含まれず、C T Yケーブルとの接続及び、宅内配線設備をする迄が、地上デジタル放送を視聴可能にする環境設備に対する利便係数であることは明らかであり、利便係数を加えて家賃徴収をしているから受信料は市が負担するとか、受信料を負担しているので家賃に利便係数を加えないのは次元の違う話だと思いますが、ご所見をお聞かせください。

質問 地方自治法の言う「負担金」とは、主として国・地方自治体相互の経費負担関係に用いられる用語であり、一定の事業について特別の利益関係を有するものが、その事業の施工に要する経費の全部または一部を、その事業の施工による受益の程度に応じて負担する金銭的給付であり、C T Yのケーブル配線のための負担を、ケーブル配線を利用する建物の所有者が求められたのであれば、C T Yケーブル配線を利用する限りにおいて、本市も大家として負担する必要があるが、C T Yはケーブル配線はC T Yが負担し、ケーブルから宅内配線は建物所

有者の負担としているのであり、本市の負担は生じない。市営住宅におけるデジタル放送契約は、市が直接テレビを視聴するための契約ではなく、市営住宅において同時再送信サービスの提供を受け、入居者が地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための契約だから、市がテレビを視聴する利益はなく、入居者にテレビを視聴する利益が生じるのであり受信料を市の負担金とすることはできない。したがって、平成 23 年度に市営の共同住宅入居者の受信料を、10 年一括払いをしたことは、地方自治法に違反すると考えますが、ご所見をお聞かせください。

『過去には、建設的な起債は世代間の負担の公平性を確保する役割もあり、起債は必要であると考えられていたが、少子高齢化の時代に現在若い人たちの負担は増えるばかりであり、全会計で 2000 億円近い債務があり、将来負担率も高い中で、起債の利率や積立金の運用利率をにらみながら、積み立てをするよりも起債を増やさないことを優先させるべきと考えるが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。米国・カナダのほとんどの市・町は債務がなく特別事業をする時の事業費は特別な税をかけるか、または寄付金を募って集めると聞いている間違いか間違いでないか教えてほしい。』との質問に『地方債は、公共施設を整備する場合に、将来便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かち、世代間の公平のための調整を行う役割があり、国県との協議の上、その施設整備の財源として耐用年数に応じた借入れ期間を持って認められるものであります。他方、財政調整基金とは、経済不況などによる大幅な収入減や、災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備え、年度間の財源の不均衡を調整するものであり、中長期的な視野に基づき、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行っていくものであります。現在、少子高齢化の時代であっても、地方債における世代間の公平のための調整という役割が損なわれた訳ではありませんが、将来に過度な負担を残さないようにしていくことも重要であると認識しております。そのため、元金償還額以上には借入れしない方針のもと、地方債の抑制に努め、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 258 億円の減少を図ったところであります。行財政改革プラン 2011 においても、平成 21 年度から 150 億円削減するという目標を掲げ、債務の削減努力を継続してまいります。』と答えるが、

質問 投資的な起債については世代間の公平性を図るとの考え方も一理はあるが、少子高齢化の中での人口減少著しい現代において、このまま行くと、年金も破たん寸前であり、若い人たちは、将来四人の現役世代で一人のお年寄りの面倒を見なくてはならないという世代間の不平等が論じられている中で、年度途中で剰余金が生じた時は、基金の運用利回りと建設的な起債の利率を考慮に入れて起債を減額して事業の財源巻き替えを図り、起債残高を利率の高いものから可能な限り減額することが必要な時代になってきたと考える。従来どうりの財政運営で良いのか疑問である。現役世代が次の現役世代の社会資本整備をしていくという循環にするのも世代間公平を保つことにもなると考えますが、ご所見をお聞かせください。

質問 米国・カナダの大多数の地方自治体は、ほとんど債務がなく、特別事業をする時の事業費は特別な税をかけるか、または寄付金を募って集めると聞いているが間違いか間違いでないか教えてほしい。答弁もれですので再度質問します。

『年度途中や年度末に収支状況を見て起債を減らすことができるというが、20年度、21年度、22年度、23年度に、臨時財政対策債以外に、事業費の減額以外で当初予算の起債を取りやめた例があったらお教え願いたい。』との質問に『地方債については、継続的に市民の皆様に使っていただく公共施設の投資的事業の財源として予算計上しております。発行を取りやめた例として、平成21年度には、地方債5,600千円の予算計上に対し、事業執行が6割程度に減少することで地方債につきましても少額となるため借入れを行わなかった事例はございますが、現在、年度途中や年度末に収支状況を勘案して地方債の発行を取りやめるということは原則行っておりません。』と答えるが、

質問 年度途中や年度末に収支状況を勘案して地方債の発行を取りやめることは可能なのですか、また、不可能であれば、3月補正でせつかく減額補正して確保した、財源（財政調整基金）を利用して次年度の目的が決められている投資的な起債発行額を削減する必要があると考えますが、ご所見をお聞かせください。

『臨時財政対策債こそ年度途中で操作するのに適していると思いますが、いかがお考えでしょうか。』との質問に『臨時財政対策債は、国の財源不足に対処するため、投資的な経費以外にも充てることができる特別な地方債で、後年度の償還に相当する額を交付税措置されるものであります。また、この地方債の交付税算入については、実際の借入れ額ではなく、発行可能額が算入され、発行しなくても交付税上のメリットがあります。しかしながら、交付税上で算定されるのはあくまで発行可能額であり、不交付団体へ移行すれば直接このメリットも受けられないことから、収支状況を勘案して借入れ額を調整することは必要なことと考えており、平成22年度は7億円、平成23年度は9億円の借入れ額を減額いたしました。今後とも、臨時財政対策債につきましては、市の財政全体の収支状況を踏まえて、借入れ額を調整していく考えであります。』と答えるが、

質問 年度当初に起債を減額するには、自由な使い方ができる臨時財政対策債を減額するよりも、用途の限定された投資的起債を減額するほうが、財政硬直化を防ぐことなり、自由な使い方ができる臨時財政対策債を減額するのは、予算の目鼻がついた年度途中か、年度末がふさわしいと考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。